

寄附金等受入規程

	平成17年3月31日	規程第17-32号
改正	平成17年9月30日	規程第17-103号
改正	平成19年3月26日	規程第19-4号
改正	平成24年3月23日	規程第24-11号

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 使途特定寄附金等（第4条～第7条）
- 第3章 募集特定寄附金（第8条～第10条）
- 第4章 雑則（第11条～第15条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下、「機構」という。）における寄附金等の受入れに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

- 第2条 この規程において「寄附金」とは、機構の業務の奨励を目的として寄附される、現金及び有価証券をいう。
- 2 この規程において「資産」とは、機構の業務の奨励を目的として寄附される、研究用資材、部品等の物品及び機械装置、工具、土地、建物等の有形固定資産、並びに工業所有権等の無形固定資産を総称していう。
- 3 この規程において「寄附金等」とは、寄附金及び資産をいう。
- 4 この規程において「使途特定寄附金等」とは、寄附金等のうち、寄附の申し込みにあたり、寄附者があらかじめ使途を特定するものをいい、「使途特定寄附金」及び「使途特定資産」からなる。
- 5 この規程において「募集特定寄附金」とは、寄附金のうち、寄附の募集にあたり、機構があらかじめ使途を特定するものをいう。

（基本）

- 第3条 機構は、受け入れた寄附金等を、寄附者又は機構の特定する使途に沿って有効かつ効果的に使用する。
- 2 寄附金等は、次の各号に該当する場合は、受け入れることができない。
- （1） 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
 - （2） 寄附金を受け入れて実施する学術研究等の機構の業務において得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権並びにこれらに準ずる権利を寄附者に譲渡すること又は使用させること。
 - （3） 寄附金等の使用について、寄附者が会計の検査（これに類するものを含む。）を行うもの。
 - （4） 機構が寄附金等を受け入れた後、寄附者がその意思により寄附金等の全部又は一部を取り消すことができること。
 - （5） 寄附金等を受け入れることによって、機構に過度の財政負担が生ずるもの。

- (6) その他反対給付を求めるもの又は機構の業務に支障があると認められるもの。

第2章 使途特定寄附金等

(受入の審査)

- 第4条 理事長は、寄附の意思を表す書面による寄附の申込みを受理したときは、使途特定寄附金等の使途が機構の業務目的に合致し機構の業務に支障がないこと及び前条第2項各号に該当しないことを確認するため、受入審査を行う。
- 2 前項の受入審査は、理事長の命を受けた受入審査員がこれを行う。
 - 3 第1項による受入れの審査にあたり、当該使途特定寄附金等のうち使途が具体的に特定されていない場合は、受入審査員は、事前にその使途を特定しなければならない。
 - 4 受入審査員は、第2項に基づく審査結果を審査調書(別紙様式第1号)により理事長に報告する。

(使途特定寄附金の受入)

- 第5条 理事長は、報告を受けた審査結果を基に使途特定寄附金の受入れの可否を決定する。
- 2 理事長は、前項の使途特定寄附金の受入れを決定したときは、寄附金等受入決定報告書(別紙様式第2号)を当該寄附者に送付するとともに、会計規程(規程第15—43号)第4条第1項に規定する収入又は支出に関する責任者にその写しを送付する。
 - 3 理事長は、使途特定寄附金の入金があった場合には、受領書(別紙様式第3号)を当該寄附者に送付するものとする。

(使途特定資産の受入)

- 第6条 理事長は、報告を受けた審査結果を基に使途特定資産の受入れの可否を決定する。
- 2 理事長は、前項の使途特定資産の受入れを決定したときは、寄附金等受入通知書を当該寄附者に送付する。
 - 3 理事長は、第1項の使途特定資産の寄附の受入れを決定した場合であって、当該使途特定資産の見積価格が10万円以上である場合には、資産取扱要領(財務部長通達15—1号)第6条1項に定める資産責任者に、当該資産の取得に必要な事務を行わせる。
 - 4 理事長は、使途特定資産の引き渡しを受けた場合には、受領書(別紙様式第3号)を当該寄附者に送付するものとする。

(職員の異動に伴う措置)

- 第7条 使途特定寄附金等の使途が指定された研究、開発を担当していた職員が他の国立大学法人その他の所得税法施行令第217条に該当する機関(以下、「国立大学法人等」という。)に異動し、当該目的を達成できなくなった場合は、理事長は、当該使途特定寄附金等を異動先の国立大学法人等に引き継ぐことができる。
- 2 他の国立大学法人等から機構に職員が異動しこれに伴って、当該国立大学法人等から引き継ぎの申し入れがあった場合は、第4条から第6条の定めに基づいて取り扱

う。

第3章 募集特定寄附金

(使途の特定)

第8条 組織規程(規程第15-3号)第7条第2項及び第3項に定める組織の長、宇宙教育推進室長及び募集特定寄附金を募る事業所の展示館等の管理部署の所属長(所属長の定義について(人事部長通達第15-10号)に定める所属長をいう。)は、それぞれ募集特定寄附金の使途を総務部長へ提案する。

2 総務部長は、経営推進部長と協議の上、前項で提案を受けた募集特定寄附金の使途について調整し、理事長に提案する。

3 理事長は、前記提案を基に募集特定寄附金の使途を決定する。

(募集特定寄附金の受入)

第9条 理事長は、募集特定寄附金を、銀行振込、募金箱の設置その他の方法により受入れることができる。

2 理事長は、募集特定寄附金の入金があった場合には、受領書(別紙様式第3号)の送付を希望する寄附者に対し、受領書を送付するものとする。ただし、募金箱による寄附金の入金については、受領書の送付は行わないものとする。

(募集特定寄附金の執行)

第10条 募集特定寄附金は、原則翌年度、執行するものとする。

2 理事長は、毎年度、募集特定寄附金の寄附額の合計及びその使用実績について機構の公開ホームページにおいて公表するものとする。

第4章 雑則

(使途変更)

第11条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、寄附金等の使途を変更することができる。

(1) 寄附目的が達せられ、寄附金に残額が生じたとき

(2) 使途として特定された活動が廃止されたとき

(専決)

第12条 第4条から第7条及び第11条に定める理事長の権限は、一般管理組織、事業共通組織及び宇宙教育推進室にあつては担当役員が、第一宇宙技術部門、有人宇宙技術部門、航空技術部門及び研究開発部門にあつては各部門長が、宇宙科学研究所にあつては宇宙科学研究所長が、宇宙探査イノベーションハブにあつてはハブ長が専決することができる。

2 第8条から第10条に定める理事長の権限は、総務担当役員が専決することができる。

(助成金等の取扱い)

第13条 機構の職員は、当該職員個人が助成金等を供与された場合であって、これが当該職員の職務として行う業務に対する供与であるときは、機構にこれを寄附するものとする。

2 前項の場合において、当該職員の職務として行う業務に対する供与に該当するか否かに疑義があるときは、第4条に定める受入審査を行い、職務として行う業務に対する供与に相当するか否かを決定する。

(特例)

第14条 この規程の定めに関わらず、機構の職員が科学研究費補助金等により実施する研究において、職員が直接経費により購入した設備、備品又は図書を機構に寄附する場合は、科学研究費補助金による研究実施規程（規程第16-36号）、科学研究費補助金等の交付者が定める取扱規程等によることとする。

(その他)

第15条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日 規程第17-103号）

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月26日 規程第19-4号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日 規程第24-11号）

この規程は、平成24年3月23日から施行する。

平成 年 月 日

寄附金等受入決定報告書

(寄附者)

殿

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
理事長 ○○ ○○ 印

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 年 月 日付けでお申し出いただきました下記寄附金（寄附物品）につきましては、ありがたく頂戴し、そのご趣旨に添って有効に活用させていただきことと致しました。

つきましては、下記（物品の場合は「別添」）によりご寄附いただきたく、お手数ですがよろしくお取り計らい願います。

今後とも、本機構の発展のため、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 寄附金額（寄附物品） 円
2. 銀行振り込みによる場合

銀行名	みずほ銀行
支店名	東京中央支店
口座種別	普通
口座番号	5510840
名義	国立研究開発法人 宇宙航空研究 開発機構
名義(カナ)	コクリツケンキュウカイハツホウ ジン ウチュウコウケンキュ ウカイハツキコウ

3. 現金書留による場合

〒101-8008

東京都千代田区神田駿河台4-6 御茶ノ水ソラシティ

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

財務部出納マネージャ 宛

4. 振込手数料については、誠に恐縮ですがご負担願います。

以上

(注) 物品のご寄附については、2項、3項、4項は削除。

平成 年 月 日

（ 受 領 書 ）

殿

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

理事長 ○○ ○○ 印

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび「(使途) 」奨励のためご寄附いただきました金 , , 円也を確かに受領いたしました。

ご寄附いただきましたことに対して心より深謝いたしますとともに、ご趣旨に添って有効に活用させていただく所存でありますので、今後とも、本機構の発展のため、一層のご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

ここに略儀ながら書面をもってお礼を申し上げます。

謹 白

(注) 上記寄附金は、所得税法第78条第2項第3号に規定する特定公益増進法人に対する寄附金に該当するものであり、税法上の減免措置が受けられます。

平成 年 月 日

（ 受 領 書 ）

殿

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
理事長 ○○ ○○ 印

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび「（使途） 」奨励のためご寄附いただきました（寄附物品）を確かに受領いたしました。

ご寄附いただきましたことに対して心より深謝いたしますとともに、ご趣旨に添って有効に活用させていただく所存でありますので、今後とも、本機構の発展のため、一層のご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

ここに略儀ながら書面をもってお礼を申し上げます。

謹 白